

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄・北方対策庁 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43398

施政及還鄉協定締結交涉之復帰準備委員會方

1. 復帰準備の進め方：7117
(45.3.9 北米1)

1. 沖縄の施政放送還協定締結交渉と復帰
準備の進め方：7117 (45.2.21 総理府)
外務省

1. 公上（試案） (45.1.9 北米1)

GA 6

外務省

秘
無期限

沖縄の施政権返還協定締結
交渉と復帰準備の進め方に
ついて（草案）

昭和45. 1. 9
アメリカ局北米第一課

昨年11月の佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談の結果、1972年中に沖縄の施政権をわが国に返還することについての日米両政府間の基本的合意が成立した。

この基本的合意を実施に移すため、今後日米両政府間で、施政権返還協定締結のための交渉が行なわれる。それと併行して日本政府、米国政府及び琉球政府の緊密な連絡、協議の下に、沖縄の本土復帰を円滑に実施するために必要な準備（復帰準備）を進める必要がある。

1. 施政権返還協定締結交渉

(1) 施政権返還協定は、沖縄の施政権のわが国への返還を日米両国間で法的に確定する合意文書であり、その内容は、今後の米国政府との交渉を通じて確定されるが、政府としては、佐藤・ニクソン会談において合意された「核

抜き、本土並み、1972年中」との施政権返還の大綱の中で、わが国の国益に即した簡潔な内容のものとすることを基本方針とする。

- (2) 施政権返還協定締結のための米国政府との交渉は、通常の外交経路を通じて行なう。
- (3) 施政権返還協定締結交渉に関する事務は外務省が主管する。外務省は、交渉を進めるに当たり、総理府をはじめとする他の省庁とのおのの所管事項につき十分協議する。（返還協定締結交渉と復帰準備の関係については下記参照）

2. 復帰準備

(1) 復帰準備は、沖縄の施政権が上記の施政権返還協定に従つて、わが国に最終的に返還されるまでの間に、沖縄の本土復帰を円滑に実施する目的のために日本本土及び沖縄現地の双方で行なわれるすべての措置を含む。

復帰準備は、その実施主体により日本政府、米国政府及び琉球政府の行なう措置に大別さ

れるが、沖縄の日本への復帰のための準備といふその本来の目的からみて、復帰準備を進めるに当つては、日本政府が主導的役割りを果たす必要がある。

(2) 日本政府の行なう復帰準備のうち、

(1) 沖縄現地で米硫両政府と協力して実施する措置は、(1)沖縄県設置のための準備(一体化、格差是正を含む)、及び(2)地位協定適用のための準備が中心であり、

(2) 本土で実施する措置は、(1)本土の法律制度の適用に伴う暫定、特別措置等の立法準備、及び(2)沖縄県振興開発のための立法準備が中心となる。
〔これらに関連する主要事務については、別添参照。〕

(3) 上記の復帰準備のうち、本土で実施される措置は、施政権返還後沖縄に適用される措置であり、そのための準備は日本政府が独自に進めることとなるが、政府は国政参加等を通じて沖縄住民の民意をこれらの措置に十分反

映するよう努力する。

沖縄現地で実施する措置については、施政権が最終的にわが国に返還されるまでの間、沖縄における施政全般の最終的責任を有する米国政府と協議し、その了解をえて実施する必要がある。

このための米国政府との協議は、佐藤・エクソン会談の合意(共同声明第1の項)に従い、東京にある日米協議委員会及び沖縄に設置される準備委員会で行なう。復帰準備に関する日米協議委員会と準備委員会の任務の内容については、今後米国政府との協議を通じて確定されるが、(1)日米協議委員会は、復帰準備の進め方の大綱を含む日米両政府間の基本的な政策の調整を行ない、(2)準備委員会は、沖縄における復帰準備に関する日米協議の公式の経路として、沖縄現地でとられるべき措置の内容及びその実施計画の策定にあたるものとすることが適当と考えられる。

上記の日米協議を通じて実施方針の確定し

た措置については、日本政府事務所（または沖縄北方地域対策庁沖縄事務局、以下同じ）が琉球政府と連絡（助言、指導を含む）しつつ、その実施にあたる。（同時に、米国政府は、日本政府ないし琉球政府の措置に対応し、布令、布告の改廢等の必要な措置をとる。）

(4) 復帰準備に関する事務のうち、(イ)政府の基本方針の企画、立案またはそのための関係省庁の意見の調整及び沖縄現地で実施する措置の具体的実施に関する事務（対米協議を除く）は、総理府（または沖縄北方地域対策庁）が主管し、(ロ)対米協議に関する事務は外務省が主管する。

総理府は、復帰準備の方針策定及び実施を進めるにあたり、沖縄復帰対策閣僚協議会、同幹事会及び沖縄復帰対策各省担当官会議等の場を通じて関係省庁と連絡、協議し、政府の対策の総括、調整を行なう。外務省は復帰準備に関する対米協議を進めるに当たり、総理府及び関係省庁と緊密に連絡、協議する。（沖縄

現地における準備委員会に対する日本政府代表と日本政府沖縄事務所との緊密な連絡協調も含む。）

3. 施政権返還協定と復帰準備の関係

施政権返還協定と復帰準備とは、相互に密接不可分の関係にある。従つて施政権返還協定締結交渉に関する事務を主管する外務省と復帰準備の企画、立案及び実施に関する事務を主管する総理府は、常に緊密に連絡、協議する。

4. 国会との関係

施政権返還協定は、国会の承認を必要とし、また日本政府の実施する復帰準備の主要内容である沖縄に対する本土法令適用に伴う暫定及び特別措置に関する立法及び沖縄県の振興開発のための立法措置は、国会の議決を必要とする。

これらは、内容的に相互に密接不可分な関連があるので、政府は、(イ)施政権返還協定、(ロ)本土法令適用に伴う暫定、特別立法の法案、及び(ハ)沖縄県の振興開発に関する立法の法案を一括して、同時に国会に提出し、その審議を求める

ことを基本方針として諸般の準備を進める。

なお、1972年でのできるだけ早期に沖縄の本土復帰を実現するため、1971年の通常国会に上記協定及び法案の提出を行なうこととする。

(別添)

沖縄の本土復帰に関連して日本政府の行なうべき主要な準備措置

(注)米国政府の了解をえて琉球政府をして実施せしめる措置も含む。

1. 施政権返還の時点までに沖縄現地で実施する措置

(1) 沖縄県の設置準備に関する事項

- (1) 格差是正を含む一体化措置。
- (2) 国県行政機関の設置準備。
- (3) 公務員の身分引継ぎのための準備。
- (4) 琉球政府に対する財政及び技術援助。

(2) 地位協定の適用のための準備

(3) 米国の権益に関する事項(注)

- (1) 米国資産の引継ぎのための準備。
- (2) 公有財産の引継ぎのための準備。
- (3) 米国民及び企業の権益の取扱い。

(注)本項に掲げる事項については、米国政府側より、米国の利益に係るものとして、その処理方針自体を日米交渉の対象とするこ

とを要求してくる可能性もあり、本土の法律制度、あるいは本土に適用されている地位協定の適用といった最終的な処理方針の確定している上記(1)及び(2)の場合と性格を異にする。

(4) その他

(1) 通貨の切替えのための準備。

(2) 沖縄住民の請求権の処理。

2. 施政権返還の時点までに本土側で準備し、施政権返還後日本政府の責任において沖縄に適用すべき事項

(1) 本土法令の適用に伴う暫定、特別措置等の立法準備。

(2) 沖縄県の長期的振興開発のための立法措置の準備。



沖縄の施政権返還協定締結
交渉と復帰準備の進め方に
ついて

昭和45. 2. 5
外務省

昨年11月の佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談の結果、1972年中に沖縄の施政権をわが国に返還することについての日米両政府間の基本的合意が成立した。

この基本的合意を実施に移すため、今後日米両政府間で、施政権返還協定締結のための交渉が行なわれる。それと併行して日本政府、米国政府及び琉球政府の緊密な連絡、協議の下に、沖縄の本土復帰を円滑に実施するために必要な準備（復帰準備）を進める必要がある。

1. 施政権返還協定締結交渉

(1) 施政権返還協定は、沖縄の施政権のわが国への返還を日米両国間で法的に確定する合意文書であり、その内容は、今後の米国政府との交渉を通じて確定されるが、政府としては、佐藤、ニクソン会談において合意された「核

抜き、本土並み、1972年中」との施政権返還の大綱の枠の中で、できる限り簡潔な内容のものとなるよう努めるものとする。

- (2) 施政権返還協定締結のための米国政府との交渉は、通常の外交経路を通じて行なう。
- (3) 施政権返還協定締結交渉に関する事務は外務省が主管する。外務省は、交渉を進めるに当たり、総理府をはじめとする他の省庁とおののの所管事項につき十分協議する。
(返還協定締結交渉と復帰準備の関係については下記3.参照)

2. 復帰準備

(1) 復帰準備は、沖縄の施政権が上記の施政権返還協定に従つて、わが国に最終的に返還されるまでの間に、沖縄の本土復帰を円滑に実施する目的のために、日本本土及び沖縄現地の双方で行なわれるすべての措置を含む。

復帰準備は、その実施主体により日本政府、米国政府及び琉球政府の行なう措置に大別されるが、沖縄の日本への復帰のための準備と

いうその本来の目的からみて、復帰準備を進めるに当つては、日本政府が主導的役割りを果す必要がある。

(2) 日本政府の行なう復帰準備のうち、

- (1) 沖縄現地で米琉両政府と協力して実施する措置は、(1)沖縄県設置のための準備(一體化、格差是正を含む)、及び(2)地位協定適用のための現地における準備が中心であり、
(2) 本土で実施する措置は、(1)本土の法律制度の適用に伴う暫定、特別措置等の立法準備、及び(2)沖縄県振興開発のための立法準備が中心となる。

~~(これらに関連する主要事務については別添参照)~~

- (3) 上記の復帰準備のうち、本土で実施される措置は、施政権返還後沖縄に適用される措置であり、そのための準備は日本政府が進めることとなるが、政府は国政参加等を通じて沖縄住民の民意をこれらの措置に十分反映するよう努力する。

沖縄現地で実施する措置については、施政権が最終的にわが国に返還されるまでの間、沖縄における施政全般の最終的責任を有する米国政府と協議し、その了解を得て実施する必要がある。

以上のため必要な米国政府との協議は、佐藤・ニクソン会談の合意(共同声明第10項)に従い、東京にある日米協議委員会及び沖縄に設置される準備委員会で行なう。復帰準備に関する日米協議委員会と準備委員会の任務の内容については、今後米国政府との協議を通じて確定されるが、(1)日米協議委員会は、復帰準備の進め方に関する指針の策定を含む日米両政府間の基本的な政策の調整を行ない、(2)準備委員会は、沖縄における復帰準備に関する日米協議の公式の経路として、沖縄現地でとられるべき措置について、実施計画の策定にあたるものとすることが適当と考えられる。

上記の日米協議を通じて実施方針の確定し

た措置については、日本政府事務所（または沖縄北方地域対策庁沖縄事務局、以下同じ）が琉球政府と連絡（助言、指導を含む）しつつその実施にあたる。（同時に、米国政府は、日本政府ないし琉球政府の措置に対応し、布令、布告の改廃等の必要な措置をとる。）

(4) 復帰準備に関連する事務のうち、(i)政府の基本方針の企画、立案、またはそのための関係省庁の意見の調整及び沖縄現地で実施する措置の具体的実施に関する事務（対米協議を除く）は、総理府（または沖縄北方地域対策庁）が主管し、(ii)対米協議に関する事務は外務省が主管する。

総理府は、復帰準備の方針策定及び実施を進めるにあたり、沖縄復帰対策閣僚協議会、同幹事会及び沖縄復帰対策各省担当官会議等の場を通じて関係省庁と連絡、協議し、政府の対策の総括、調整を行なう。外務省は復帰準備に関する対米協議を進めるに当たり、総理府及び関係省庁と緊密に連絡、協議する。

（沖縄現地における準備委員会に対する日本政府代表と日本政府沖縄事務所との緊密な連絡、協議も含む。）

3. 施政権返還協定交渉と復帰準備の関係

(1) 施政権返還協定交渉と復帰準備とは、相互に密接不可分の関係にある。すなわち、当初復帰準備の場でとりあげても対米折衝の過程において、復帰準備で処理しえざる見通しなれば、その処理を返還協定交渉の場に移すこととなり、逆に当初は返還協定交渉の場でとりあげても、復帰準備として処理することが適当と判断されるものも出てくることが予想される。

従つて返還協定交渉に関する事務を主管する外務省と復帰準備の企画、立案及び実施（対米協議を除く）に関する事務を主管する総理府は、常に密接に連絡、協議する必要がある。

(2) 特に返還協定及び復帰準備の両者を取り進めることに、外務省及び総理府が各省庁の協力

をえて、早急に次の措置をとる必要がある。

(1) 復帰に伴い生じうべきあらゆる問題点の把握。(このため既存の資料の収集、対米資料要求、現地調査等を早急に、かつ、組織的に行なう。)

(2) 上記(1)で把握された問題点を一応、(1)復帰準備のカテゴリーに属すべきものと、(2)返還協定交渉の場でとりあげるものとに仕分けする(注)。

(注) この段階における(1)と(2)の仕分けは、あくまで日本政府としての一応の判断によるものであり、上記(1)前段にて述べたとおり、復帰準備及び返還協定交渉を進めるに従い、当初(1)のカテゴリーに入れたものを(2)に入れ、あるいはまたその逆とすべき必要性が生ずる可能性があることはいうまでもない。

(3) なお、具体的な返還協定案の作成及びそれに関する対米交渉は、上記(2)の(1)及び(2)の過程を経てはじめて可能になるが、広義の意味

の返還協定交渉は、上記(2)の(1)の段階よりはじまるものであり、その意味で対米交渉の早期開始が必要である。

4. 国会との関係

施政権返還協定は、国会の承認を必要とし、また日本政府の実施する復帰準備の主要内容である沖縄に対する本土法令適用に伴う暫定及び特別措置に関する立法及び沖縄県の振興開発のための立法措置は、国会の議決を必要とする。

これらは、内容的に相互に密接不可分な関連があるので、政府は、(1)施政権返還協定、(2)本土法令適用に伴う暫定、特別立法の法案、及び(3)沖縄県の振興開発に関する立法の法案を一括して同時に国会に提出し、その審議を求めることを基本方針として諸般の準備を進める。

なお、1972年のできるだけ早期に沖縄の本土復帰を実現するため、諸般の準備作業を早急に行なう。

(別添)

沖縄の本土復帰に関連して日本政府の行なうべき主要な準備措置

(注) 米国政府の了解をえて琉球政府をして実施せしめる措置も含む。

1. 施政権返還の時点までに沖縄現地で実施する措置

(1) 沖縄県の設置準備に関する事項

(イ) 格差是正を含む一体化措置

(ロ) 国県行政機関の設置準備

(ハ) 公務員の身分引継ぎのための準備

(ニ) 琉球政府に対する財政及び技術援助

(2) 地位協定の適用のための準備に関する事項

(3) 米国の権益に関する事項(注)

(イ) 米国資産の引継ぎのための準備

(ロ) 米国民及び企業の権益の取扱い

(注) 本項に掲げる事項については、米国政府

側より、米国の利益に係るものとして、そ

の処理方針自体を日米交渉の対象とするこ

とを要求していく可能性もあり、本土の法

律制度、あるいは本土に適用されている地位協定の適用といつた最終的な処理方針の確定している上記(1)及び(2)の場合と性格を異にする。

(4) その他

(イ) 通貨の切替えのための準備

(ロ) 国、公有財産の引継ぎのための準備

2. 施政権返還の時点までに本土側で準備し、施政権返還後日本政府の責任において沖縄に適用すべき事項

(1) 本土法令の適用に伴う暫定、特別措置等の立法準備

(2) 沖縄県の長期的振興開発のための立法措置の準備

秘
無期限

沖縄の施政権返還協定締結
交渉と復帰準備の進め方に
ついて

昭和45. 2.21
琉 蓼 府
外 務 省

昨年11月の佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談の結果、1972年中に沖縄の施政権をわが国に返還することについての日米両政府間の基本的合意が成立した。

この基本的合意を実施に移すため、今後日米両政府間で、施政権返還協定締結のための交渉が行なわれる。それと併行して日本政府、米国政府及び琉球政府の緊密な連絡、協議の下に、沖縄の本土復帰を円滑に実施するために必要な準備（復帰準備）を進める必要がある。

1. 施政権返還協定締結交渉

(1) 施政権返還協定は、沖縄の施政権のわが国への返還を日米両国間で法的に確定する合意文書であり、その内容は、今後の米国政府との交渉を通じて確定されるが、政府としては、佐藤、ニクソン会談において合意された「核

抜き、本土並み、1972年中」との施政権返還の大綱の枠の中で、できる限り簡潔な内容のものとなるよう努めるものとする。

- (2) 施政権返還協定締結のための米国政府との交渉は、通常の外交経路を通じて行なう。
- (3) 施政権返還協定締結交渉に関する事務は外務省が主管する。外務省は、交渉を進めるに当り、総理府をはじめとする他の省庁とおののの所管事項につき十分協議する。

（返還協定締結交渉と復帰準備の関係については下記3.参照）

2. 復帰準備

- (1) 復帰準備は、沖縄の施政権が上記の施政権返還協定に従つて、わが国に最終的に返還されるまでの間に、沖縄の本土復帰を円滑に実施する目的のために、日本本土及び沖縄現地の双方で行なわれるすべての措置を含む。

復帰準備は、その実施主体により日本政府、米国政府及び琉球政府の行なう措置に大別されるが、沖縄の日本への復帰のための準備と

いりその本来の目的からみて、復帰準備を進めるに当つては、日本政府が主導的役割りを果す必要がある。

- (2) 日本政府の行なう復帰準備のうち、
(i) 沖縄現地で米琉両政府と協力して実施する措置は、(1)沖縄県設置のための準備、及び(2)地位協定適用のための現地における準備が中心であり、
(ii) 本土で実施する措置は、(1)本土の法律制度の適用に伴う暫定、特別措置等の立法準備、及び(2)沖縄県振興開発のための立法準備が中心となる。
(3) 上記の復帰準備のうち、本土で実施される措置は、施政権返還後沖縄に適用される措置であり、そのための準備は日本政府が進めることとなるが、政府は国政参加等を通じて沖縄住民の民意をこれらの措置に十分反映するよう努力する。

沖縄現地で実施する措置については、施政権が最終的にわが国に返還されるまでの間、沖縄における施政全般の最終的責任を有する米国政府と協議し、その了解をえて実施する必要がある。

以上のため必要な米国政府との協議は、佐藤・ニクソン会談の合意（共同声明第10項）に従い、東京にある日米協議委員会及び沖縄に設置される準備委員会で行なう。復帰準備に関する日米協議委員会と準備委員会の任務の内容については、今後米国政府との協議を通じて確定されるが、(1)日米協議委員会は、復帰準備の進め方に関する指針の策定を含む日米両政府間の基本的な政策の調整を行ない、(2)準備委員会は、沖縄における復帰準備に関する日米協議の公式の経路として、沖縄現地でとられるべき措置について、実施計画の大綱の策定にあたるものとすることが適用と考えられる。

上記の日米協議を通じて実施方針の確定し

た措置については、日本政府事務所（または沖縄北方地域対策庁沖縄事務局、以下同じ）が琉球政府と連絡（助言、指導を含む）しつつその実施にあたる。（同時に、米国政府は、日本政府ないし琉球政府の措置に対応し、布令、布告の改廢等の必要な措置をとる。）

(4) 復帰準備に関する事務のうち、(イ)政府の基本方針の企画、立案、またはそのための関係省庁の意見の調整及び沖縄現地で実施する措置の具体的実施に関する事務（対米協議を除く）は、総理府（または沖縄北方地域対策庁）が主管し、(ロ)対米協議に関する事務は外務省が主管する。

総理府は、復帰準備の方針策定及び実施を進めるにあたり、沖縄復帰対策閣僚協議会、同幹事会及び沖縄復帰対策各省担当官会議等の場を通じて関係省庁と連絡、協議し、政府の対策の総括、調整を行なう。外務省は復帰準備に関する対米協議を進めるに当たり、総理府及び関係省庁と緊密に連絡、協議する。

（沖縄現地における準備委員会に対する日本政府代表と日本政府沖縄事務所との緊密な連絡、協議も含む。）

3. 施政権返還協定交渉と復帰準備の関係

(1) 施政権返還協定交渉と復帰準備とは、相互に密接不可分の関係にある。すなわち、当初復帰準備の場でとりあげても対米折衝の過程において、復帰準備で処理しえざる見通しがなれば、その処理を返還協定交渉の場に移すこととなり、逆に当初は返還協定交渉の場でとりあげても、復帰準備として処理することが適当と判断されるものも出てくることが予想される。

従つて返還協定交渉に関する事務を主管する外務省と復帰準備の企画、立案及び実施（対米協議を除く）に関する事務を主管する総理府は、常に密接に連絡、協議する必要がある。

(2) 特に返還協定及び復帰準備の両者を取り進めることに、外務省及び総理府が各省庁の協力

をえて、早急に次の措置をとる必要がある。

(1) 復帰に伴い生じうべきあらゆる問題点の把握。(このため既存の資料の収集、対米資料要求、現地調査等を早急に、かつ、組織的に行なう。)

(2) 上記(1)で把握された問題点を一応、(1)復帰準備のカテゴリーに属すべきものと、(2)返還協定交渉の場でとりあげるものとに仕分けする(注)。

(注) この段階における(1)と(2)の仕分けは、あくまで日本政府としての一応の判断によるものであり、上記(1)前段にて述べたとおり、復帰準備及び返還協定交渉を進めるに従い、当初(1)のカテゴリーに入れたものを(2)に入れ、あるいはまたその逆とすべき必要性が生ずる可能性があることはいうまでもない。

(3) なお、具体的な返還協定案の作成及びそれに関する対米交渉は、上記(2)の(1)及び(2)の過程を経てはじめて可能になるが、広義の意味

の返還協定交渉は、上記(2)の(1)の段階よりはじまるものであり、その意味で対米交渉の早期開始が必要である。

4. 国会との関係

施政権返還協定は、国会の承認を必要とし、また日本政府の実施する復帰準備の主要内容である沖縄に対する本土法令適用に伴う暫定及び特別措置に関する立法及び沖縄県の振興開発のための立法措置は、国会の議決を必要とする。

これらは、内容的に相互に密接不可分な関連があるので、政府は、(1)施政権返還協定、(2)本土法令適用に伴う暫定、特別立法の法案、及び(3)沖縄県の振興開発に関する立法の法案を一括して同時に国会に提出し、その審議を求めるこことを基本方針として諸般の準備を進める。

なお、1972年のできるだけ早期に沖縄の本土復帰を実現するため、諸般の準備作業を早急に行なう。

秘
無期限

復帰準備の進め方について

昭和45. 3. 9

アメリカ局北米第一課長

さきに御決裁をえた「沖縄の施政権返還協定締結交渉と復帰準備の進め方について」の試案を総理府に提示して協議した結果、以下の修正を施した上、別添のとおり総理府、外務省連名の文書とすることとした。

なお、本件文書については、当面外務省と総理府の了解文書とするにとどめ、その今後の取扱いについては、追つて総理府と本省で協議することとした。

(注)修正点以下のとおり。

1. 「2.(2)(1)(1)沖縄県設置のための準備（一体化、格差是正を含む）」の()内を削除した。
2. 別添の「沖縄の本土復帰に関連して日本政府の行なうべき主要な準備措置」については、その後の検討の結果も入れ、本省と総理府の間であらためて作成することとし、当面本件了解文

書よりは削除することとした。

それに伴い、2.(2)(b)末段の「これら（本土で実施する措置）に関連する主要事務については別添参照」を削除した。

3. 2.(3)の準備委員会のとる措置について「実施計画の策定にあたる」を「実施計画の大綱の策定にあたる」と修正した。